

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第1編 総則	第1編 総則	
	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的	
	第2節 計画の性格	第2節 計画の性格	
180	2 地震防災強化計画 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)(以下「大震法」という。)第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の地方公共団体は地域防災計画において、 (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項 (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいる。 本町は、大震法第3条第1項に基づき、強化地域として平成14年4月24日に指定されており、本町の計画においては、<u>(1)を第5編「東海地震に関する事前対策」で定め、(2)から(4)までの事項については第2編「災害予防」で定めるものとする。</u>	2 地震防災強化計画 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)(以下「大震法」という。)第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の地方公共団体は地域防災計画において、 (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項 (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいる。 本町は、大震法第3条第1項に基づき、強化地域として平成14年4月24日に指定されており、本町の計画においては、<u>計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。</u>	計画構成の見直し
181	3 南海トラフ地震防災対策推進計画 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)(以下「南海トラフ地震等特別措置法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の地方公共団体は地域防災計画において、 (1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 (2) 南海トラフ地震に伴い、発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 (3) 南海トラフ地震に係る防災対策に関する事項 (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、	3 南海トラフ地震防災対策推進計画 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)(以下「南海トラフ地震等特別措置法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の地方公共団体は地域防災計画において、 (1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 (2) 南海トラフ地震に伴い、発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 (3) 南海トラフ地震に係る防災対策に関する事項 (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公	計画構成の見直し

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現 行（令和3年2月修正）	修 正 案	改正理由																																				
	関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項 （5）南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいる。 本町は、南海トラフ地震等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として平成26年3月28日に指定されており、本町の計画においては、第2編「災害予防」、<u>及び第3編「災害応急対策」</u>で定めるものとする。	共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項 （5）南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいる。 本町は、南海トラフ地震等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として平成26年3月28日に指定されており、本町の計画においては、第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」<u>及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」</u>で定めるものとする。																																					
	第3節 計画の構成	第3節 計画の構成																																					
181	この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。 <table><tr><th colspan="2">構成</th><th>主な内容</th></tr><tr><td>第1編</td><td>総則</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2編</td><td>災害予防</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3編</td><td>災害応急対策</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4編</td><td>災害復旧・復興</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5編</td><td><u>東海地震に関する事前対策</u></td><td><u>東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策 等</u></td></tr></table>	構成		主な内容	第1編	総則	(略)	第2編	災害予防	(略)	第3編	災害応急対策	(略)	第4編	災害復旧・復興	(略)	第5編	<u>東海地震に関する事前対策</u>	<u>東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策 等</u>	この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。 <table><tr><th colspan="2">構成</th><th>主な内容</th></tr><tr><td>第1編</td><td>総則</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2編</td><td>災害予防</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3編</td><td>災害応急対策</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4編</td><td>災害復旧・復興</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5編</td><td><u>南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</u></td><td><u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 等</u></td></tr></table>	構成		主な内容	第1編	総則	(略)	第2編	災害予防	(略)	第3編	災害応急対策	(略)	第4編	災害復旧・復興	(略)	第5編	<u>南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 等</u>	計画構成の見直し
構成		主な内容																																					
第1編	総則	(略)																																					
第2編	災害予防	(略)																																					
第3編	災害応急対策	(略)																																					
第4編	災害復旧・復興	(略)																																					
第5編	<u>東海地震に関する事前対策</u>	<u>東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策 等</u>																																					
構成		主な内容																																					
第1編	総則	(略)																																					
第2編	災害予防	(略)																																					
第3編	災害応急対策	(略)																																					
第4編	災害復旧・復興	(略)																																					
第5編	<u>南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 等</u>																																					
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項																																					
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項																																					
186	3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。	3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築する<u>とともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的</u>	防災基本計画 第1編第3章 (P6)																																				

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和3年2月修正）	修 正 案	改正理由							
	5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告等</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。	<u>な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</u> 5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。 6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。 <u>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。</u>	改正後の災害対策基本法第60条第1項、第3項及び第49条の14関係 防災基本計画第2編第1章（p16）							
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱								
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱								
187	1 町	1 町	計画構成の見直し							
	<table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>東浦町</td><td>（1）災害予警報を始めとする災害に関する情報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u>）の収集伝達を行う。 （略） （3）災害広報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報</u>（巨大</td></tr></table>	機関名		内容	東浦町	（1）災害予警報を始めとする災害に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u> ）の収集伝達を行う。 （略） （3）災害広報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報</u> （巨大	<table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>東浦町</td><td>（1）災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 （略） （3）災害広報（<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行</td></tr></table>	機関名	内容	東浦町
機関名	内容									
東浦町	（1）災害予警報を始めとする災害に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u> ）の収集伝達を行う。 （略） （3）災害広報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報</u> （巨大									
機関名	内容									
東浦町	（1）災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 （略） （3）災害広報（ <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> （巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行									

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和3年2月修正)		修正案		改正理由
		地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)を行う。 (略) (6) <u>避難の勧告、指示</u> を行う。 (略) (18) <u>東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報</u> (巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)		う。 (略) (6) <u>避難の指示</u> を行う。 (略) (18) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
189	3 県		3 県		計画構成の見直し
	機関名	内容	機関名	内容	
	愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 (2) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。 (略) (5) <u>避難の勧告、指示</u> を代行することができる。 (略) (25) 東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。	愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の集伝達を行う。 (2) 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。 (略) (5) <u>避難の指示</u> を代行することができる。 (略) (25) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。	
	愛知県警察	(1) 災害時又は警戒宣言発令時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (略) (4) 被害実態の早期把握と情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。 (略) (9) 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持	愛知県警察	(1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (略) (4) 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。 (略) (9) 災害時等における交通秩序の保持を行う。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)		修 正 案		改正理由
		を行う。 (略)		(略)	
190	4 指定公共機関及び指定地方公共機関		4 指定公共機関及び指定地方公共機関		計画構成の見直し
	機関名	内容	機関名	内容	
	東海旅客鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社	(1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。 (3) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。 (4) ～ (9) (略) (10) 警戒宣言、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の伝達を行う。 (11) (略)	東海旅客鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (削除) (削除) (2) ～ (7) (略) (削除) (8) (略)	
	西日本電信電話株式会社	(1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。 (3) ～ (7) (略)	西日本電信電話株式会社	(削除) (削除) (1) ～ (5) (略)	
	中部電力株式会社 (※1)	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、並びに南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略)	中部電力株式会社 (※1)	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略)	
191	東邦ガス株式会社	(略) (2) 東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本	東邦ガス株式会社	(略)	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)		修 正 案		改正理由
192		部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。 (3) (略)		(削除) (2) (略)	気象業務法第15条第6項に基づく整理
	日本放送協会	(1) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (2) (略) (3) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。 (4) (略) (5) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 (6) (略)	日本放送協会	(1) 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (2) (略) (削除) (3) (略) (4) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報(警報)、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 (5) (略)	
	愛知県道路公社	(1) 警戒宣言、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の伝達を行う。 (2) 知多半島道路の地震防災体制をとる。 ※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う(以降同じ)。	愛知県道路公社	(削除) 知多半島道路の地震防災体制をとる。 ※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う(以降同じ)。	
	5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		表記の整理
	機関名	内 容	機関名	内 容	
	自治団体 (自主防災組織)	区、町内会等の自治団体(自主防災組織)は地区内における被害調査、災害予警報等情報の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置並びに応急復旧の業務に協力する。	自治団体 (自主防災組織)	区、自治会等の自治団体(自主防災組織)は地区内における被害調査、災害予警報等情報の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置並びに応急復旧の業務に協力する。	
	町内バス 運行事業者	(1) 警戒宣言、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の伝達を行う。 (2) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。	町内バス 運行事業者	(削除) (1) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	滑な推進を図る。 (3) バスの運転規制を実施する。	(2) バスの運転規制を実施する。	
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
194	4 自主防災組織の活動 自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。 (1) 平常時の活動 (略) (2) 警戒宣言発令時 ア 町、消防機関等からの情報の伝達 イ 住民のとりべき措置の呼びかけ ウ 要配慮者の安全確保 エ 発災の備えた防災用資機材等の点検及び確保 (3) 災害発生時の活動	4 自主防災組織の活動 自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。 (1) 平常時の活動 (略) (削除)	計画構成の見直し
196	ア 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・指示の伝達 (略) (4) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 (略) 6 防災ボランティア団体等との連携 (2) コーディネーターの確保 町は、NPO・ボランティア関係団体等と連絡を密にし、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。 町は、コーディネーターを養成するため、東浦町社会福祉協議会が開催するボランティアコーディネーター養成講座に積極的に協力し、また養成したコーディネーターに対しても、県が開催するフォローアップ研修に参加させるなど、コーディネート知識及び	ア 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示の伝達 (略) (3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 (略) 6 防災ボランティア団体等との連携 (2) コーディネーターの確保 町は、NPO・ボランティア関係団体等と連絡を密にし、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。 町は、コーディネーターを養成するため、東浦町社会福祉協議会が開催するボランティアコーディネーター養成講座に積極的に協力し、また養成したコーディネーターに	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	技術の向上を図るものとする。	対しても、県が開催するレベルアップ研修に参加させるなど、コーディネート知識及び技術の向上を図るものとする。	
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	基本方針	基本方針	
198	○ 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して 崩壊 防止に努める必要がある。 (略)	○ 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して 倒壊 防止に努める必要がある。 (略)	表記の整理
	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進	
	3 一般建築物の耐震性の向上推進 (2) 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修の促進 昭和56年5月以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅については、大規模な地震により人命に関わる建物の倒壊の危険性が高いとされているため、耐震性に不安を持つ所有者を対象に、希望者に対し無料で耐震診断事業を実施する。	3 一般建築物の耐震性の向上推進 (2) 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修の促進 昭和56年5月31日以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅については、大規模な地震により人命に関わる建物の倒壊の危険性が高いとされているため、耐震性に不安を持つ所有者を対象に、希望者に対し無料で耐震診断事業を実施する。	表記の整理
	第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
200	1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 町は、県が作成した「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。 また、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。	1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 町は、県が作成した「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等</u> を整備するものとする。 また、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。	計画構成の見直し
	第3節 交通関係施設等の整備	第3節 交通関係施設等の整備	
201	1 道路施設	1 道路施設	計画構成の見直し

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(1) 道路・橋梁等の整備 ア 災害に強い道路ネットワークの整備 大地震等の災害発生時において、災害応急活動および警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。 イ (略) (ア) (略) (イ) 既設橋梁等 日ごろから施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づいた耐震補強を実施し、地震に強い施設の整備に努める。	(1) 道路・橋りょう等の整備 ア 災害に強い道路ネットワークの整備 大地震等の災害発生時において、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。 イ (略) (ア) (略) (イ) 既設橋りょう等 日ごろから施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づいた耐震補強を実施し、地震に強い施設の整備に努める。	直し
	第4節 ライフライン関係施設等の整備	第4節 ライフライン関係施設等の整備	
202	1 施設管理者における措置 (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電力事業者</u>、<u>通信事業者</u>、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び<u>電気通信事業者</u>は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。	1 施設管理者における措置 (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電気事業者</u>、<u>通信事業者</u>、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び<u>通信事業者</u>は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。	表記の整理
	第4章 都市の防災性の向上	第4章 都市の防災性の向上	
209	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定 知多都市計画区域マスタープラン及び東浦町都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定 知多都市計画区域マスタープラン及び東浦町都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。 <u>また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用し</u>	都市再生基本方針（R2.9）を踏まえた修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
		た防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。	
	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	
	基本方針	基本方針	
211	(略) ○ <u>土砂災害危険箇所や地盤沈下地域については、地震及びその後の豪雨による二次災害のおそれがあることから、これらの地域を的確に把握し、県と連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</u>	(略) ○ <u>土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、地盤沈下地域を的確に把握し、県と連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</u>	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため等
212	3 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (1) 東浦町防災会議は、 <u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等</u> に関する資料を東浦町地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。	3 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (1) 東浦町防災会議は、 <u>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</u> に関する資料を東浦町地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。	表記の整理
213	(2) (略) (3) 町は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	(2) (略) (3) 町は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
214	4 応急活動のためのマニュアルの作成等 町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 また、町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当課及び男女共同参画センターの役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努める。	4 応急活動のためのマニュアルの作成等 町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 また、町は、男女共同参画の視点から、 <u>東浦町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当課の役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が</u>	防災基本計画第2編第1章(p22)

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第7章 避難行動の促進対策	連携し明確化しておくよう努める。	
	基本方針	第7章 避難行動の促進対策	
221	○ <u>避難勧告等</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難勧告等</u>を発令する。 <u>(追加)</u> ○ 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や<u>避難指示（緊急）等</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。 (略)	○ <u>避難情報</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難情報</u>を発令する。 ○ <u>防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u> ○ 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や<u>避難情報</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。 (略)	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係 基本方針の追加 改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
221	第1節 津波警報や <u>避難指示（緊急）等</u> の情報伝達体制の整備	第1節 津波警報や <u>避難情報</u> の情報伝達体制の整備	
	(略)	(略)	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
222	第3節 <u>避難勧告等</u> の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 <u>避難情報</u> の判断・伝達マニュアルの作成	
222	1 マニュアルの作成 町は、<u>避難指示（緊急）等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (1) 津波災害事象の特性に留意すること。 (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報 (3) 「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること。 (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく<u>避難指示（緊急）</u>を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。 ア 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5	1 マニュアルの作成 町は、<u>避難情報</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (1) 津波災害事象の特性に留意すること。 (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報 (3) 「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること。 (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく<u>避難指示</u>を発令でき	改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和３年２月修正）	修 正 案	改正理由
223	月 30 日愛知県防災安全局公表）の浸水想定区域 イ 津波浸水想定（平成 26 年 11 月 26 日愛知県建設局公表）における浸水想定区域 （５）津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること。 （６）<u>避難勧告等</u>の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<u>避難準備・高齢者避難開始、避難勧告</u>は発令せず、基本的には<u>避難指示（緊急）</u>のみを発令すること。 （７）我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</u>の発令を検討すること。 2 判断基準の設定等に係る助言 (略) 3 事前準備 町は、<u>避難勧告等</u>を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 また、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	るよう、具体的な区域を設定すること。 ア 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月 30 日愛知県防災安全局公表）の浸水想定区域 イ 津波浸水想定（平成 26 年 11 月 26 日愛知県建設局公表）における浸水想定区域 （５）津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること。 （６）<u>避難情報</u>の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<u>高齢者等避難</u>は発令せず、基本的には<u>避難指示</u>のみを発令すること。 （７）我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、<u>高齢者等避難</u>の発令を検討すること。 2 判断基準の設定等に係る助言 (略) 3 事前準備 町は、<u>避難情報</u>を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 また、躊躇なく<u>避難情報</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	
	第４節 避難誘導等に係る計画の策定	第４節 避難誘導等に係る計画の策定	
223	町及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成する。その際、水害と	町及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成す	改正後の災害 対策基本法第

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 なお、作成にあたっては、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 1 <u>避難の勧告又は指示</u>を行う基準及び伝達方法 (略)	る。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 なお、作成にあたっては、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 1 <u>避難の指示</u>を行う基準及び伝達方法 (略)	60条第1項 関係
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発	
224	2 避難のための知識の普及 町及び県は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 (1) 平常時における避難のための知識 (2) 避難時における知識 ・<u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則</u>とすること。 ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること。) ・津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること。 (3) 緊急避難場所、避難所滞在中の心得	2 避難のための知識の普及 町及び県は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 (1) 平常時における避難のための知識 (2) 避難時における知識 ・<u>避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。</u> ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること。) ・津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること。 (3) 緊急避難場所、避難所滞在中の心得	
	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備	
226	2 指定避難所の指定 (略)	2 指定避難所の指定 (略)	新型コロナウイルス感染症

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和3年2月修正）	修 正 案	改正理由												
	（3）避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。 〔一人当たりの必要占有面積〕 <table><tr><td>1 m²/人</td><td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td></tr><tr><td>2 m²/人</td><td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td></tr><tr><td>3 m²/人</td><td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td></tr></table> ※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。又は、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。 <u>（追加）</u>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	（3）避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。 〔一人当たりの必要占有面積〕 <table><tr><td>1 m²/人</td><td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td></tr><tr><td>2 m²/人</td><td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td></tr><tr><td>3 m²/人</td><td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td></tr></table> ※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。又は、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。 <u><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></u> <u>一</u>家族が、目安で3 m×3 mの1 区画を使用し、各区画（一<u>家</u>族）の距離は1～2 m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	対応時の必要占有面積の考え方を追記。 （「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」）
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積														
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積														
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積														
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積														
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積														
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積														
	3 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 （略） 5 避難所の運営体制の整備 （6）<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u> <u>（追加）</u>	3 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 （略） 5 避難所の運営体制の整備 （6）<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u> <u>（7）<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></u>	防災基本計画第2編第1章（p 39）												

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
229	第2節 要配慮者支援対策 3 避難行動要支援者対策 町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であつて、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、東浦町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。	第2節 要配慮者支援対策 3 避難行動要支援者対策 町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であつて、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、東浦町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、町地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。	表記の整理
230	(略) (追加)	(略) (10) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 町は、消防機関、警察、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。 併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底	改正後の災害対策基本法第49条の14関係 改正後の災害対策基本法第49条の15関係

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(10) (略) 4 外国人等に対する対策 町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。	や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、<u>避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>また、町は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</u> <u>ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合</u> <u>町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u> (11) (略) 4 外国人等に対する対策 町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。	表記の整理
	第10章 津波予防対策 第2節 津波防災体制の充実	第10章 津波予防対策 第2節 津波防災体制の充実	
234	1 津波防災体制の充実 (略)	1 津波防災体制の充実 (略)	改正後の災害対策基本法第

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(2) 町は、津波警報、<u>避難指示 (緊急)</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。 (3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や<u>避難指示 (緊急)</u>等の発令・伝達体制を整えるものとする。 (略) (5) 町は、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける住民等の安全を確保するための津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画などを具体的に定めるものとする。 ア 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた<u>避難指示 (緊急)</u>等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には<u>避難指示 (緊急)</u>のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示 (緊急)</u>等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示 (緊急)</u>等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。 (略)	(2) 町は、津波警報等、<u>避難情報</u>を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。 (3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や<u>避難情報</u>の発令・伝達体制を整えるものとする。 (略) (5) 町は、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける住民等の安全を確保するための津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画などを具体的に定めるものとする。 ア 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた<u>避難情報</u>の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には<u>避難指示</u>のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に<u>避難情報</u>を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難情報</u>の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。 (略)	60条第1項 関係 改正後の災害 対策基本法第 60条第1項 関係
	第3節 津波防災知識の普及	第3節 津波防災知識の普及	
236	町は、住民に対して、津波警報・<u>避難指示 (緊急)</u>等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。 また、地域の実情に応じて町外からの観光客等を含めた津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。	町は、住民に対して、津波警報・<u>避難情報</u>の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。 また、地域の実情に応じて町外からの観光客等を含めた津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。	改正後の災害 対策基本法第 60条第1項 関係

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行（令和３年２月修正）	修 正 案	改正理由
238	第 11 章 広域応援体制の整備 基本方針 ○ 町等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。 なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。	第 11 章 広域応援・受援体制の整備 基本方針 ○ 町等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、<u>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。</u> なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。	表記の整理
239	第 1 節 広域応援体制の整備 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 （１）防災活動拠点の確保等 <u>町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u> <u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u> （２）受援体制の整備 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。 また、町は、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	第 1 節 広域応援・受援体制の整備 3 受援体制の整備 <u>（削除）</u> 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u> また、町は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員確保制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(3) 南海トラフ地震等発生時の受援計画 南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。	4 南海トラフ地震等発生時の受援計画 南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。	
	(新設) 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 (1) 防災活動拠点の確保等 町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。	第4節 防災活動拠点の確保等 町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。	3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 (1) 防災活動拠点の確保等を第4節 防災活動拠点の確保等へ整理
239 (現行) 240 (修正案)			
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上 基本方針 ○ 地震災害による被害を最小限に食い止めるには、町を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日ごろから、地震災害への認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いを助け合うという意識と行動が必要である。このため、町では防災訓練等を通じて住民の防災意識の高揚を図る。 第1節 防災訓練の実施 1 総合訓練 (略)	第12章 防災訓練及び防災意識の向上 基本方針 ○ 地震災害による被害を最小限に食い止めるには、町を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日ごろから、地震災害への認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いを助け合うという意識と行動が必要である。このため、町では防災訓練等を通じて住民の防災意識の高揚を図る。 第1節 防災訓練の実施 1 総合訓練 (略)	防災基本計画第1編第3章 (p6) を踏まえた修正 計画構成の見直し

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(2) 東海地震の警戒宣言の発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。 (3)～(6) (略) 2 地域防災訓練 (略) 3 津波防災訓練 (略) 4 浸水対策訓練 町は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。 また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設(ため池等)について、訓練要領・警戒宣言時措置要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。 (略) (7) 避難(避難勧告等の放送・伝達、居住者の避難)	(削除) (2)～(5) (略) 2 地域防災訓練 (略) 3 津波防災訓練 (略) 4 浸水対策訓練 町は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。 また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設(ため池等)について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。 (略) (7) 避難(避難情報の放送・伝達、居住者の避難)	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
243	1 防災意識の啓発 町は、地震発生時及び警戒宣言発令時において、住民一人ひとりが適確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、広報紙、パンフレットなどの配布、地震体験車、地震防災ビデオの活用、講座の実施などにより、地震についての正しい知識や防災対応等について啓発するとともに防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 防災教育の内容は、おおむね次のとおりとする。 (略) (4) 警報等や避難勧告等の意味と内容 (略)	1 防災意識の啓発 町は、地震発生時において、住民一人ひとりが適確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、広報紙、パンフレットなどの配布、地震体験車、地震防災ビデオの活用、講座の実施などにより、地震についての正しい知識や防災対応等について啓発するとともに防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 防災教育の内容は、おおむね次のとおりとする。 (略) (4) 警報等や避難情報の意味と内容 (略)	計画構成の見直し

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
244	(9) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動 (略) (15) 東海地震の予知に関する知識 (追加) (16) 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識 (17) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容 (18) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (19) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容 (20) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識 (21) 食糧その他生活必需品等の非常持ち出し品及び家庭内備蓄品の準備 2 防災に関する知識の普及 町及び県は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。 また、町及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。 なお、住民が正しい知識と判断をもって行動できるよう、次の事項を重点として啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて住民に配布するとともに、町広報紙に掲載するなどして、広報を徹底するものとする。 なお、広報の重点事項は次のとおりである。	(9) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動 (略) (削除) (15) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 (16) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識 (削除) (17) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (18) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容 (19) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識 (20) 食糧その他生活必需品等の非常持ち出し品及び家庭内備蓄品の準備 2 防災に関する知識の普及 町及び県は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。 また、町及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。 なお、住民が正しい知識と判断をもって行動できるよう、次の事項を重点として啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて住民に配布するとともに、町広報紙に掲載するなどして、広報を徹底するものとする。	防災基本計画 第2編第1章 (p 15) 表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
245	(1) 平常時の心得に関する事項 (略) (2) 警戒宣言発令時の心得に関する事項 ア 正確な情報を入手するよう努める。 イ 家庭の防災会議を開く。 ウ 家の中で安全な場所を確認しておく。 エ 火気の使用を自粛する。 オ 危険物(L P ガス、灯油など。)を保有する場合は、その安全に注意する。 カ 消火器や消火用(生活用兼用)の水を準備しておく。 キ 身軽で安全な服装に着替える。 ク 非常持出品を確認する。 ケ 自動車、電話の使用を自粛する。 コ 危険な作業は中止する。 (3) 地震発生時の心得に関する事項 (略) 3 自動車運転者に対する広報 町、県及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。 (1) 教育の方法 (略) (2) 教育の内容 ア 警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合における交通規制の内容 イ 警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合における運転者のとるべき措置 ウ 警戒宣言及び東海地震に関連する情報等の知識 4 家庭内備蓄等の推進 町及び県は、住民に平常時から家庭内備蓄の必要性を啓発するとともに、次の対応について広報し、周知徹底を図るものとする。	なお、広報の重点事項は次のとおりである。 (1) 平常時の心得に関する事項 (略) <u>(削除)</u> (2) 地震発生時の心得に関する事項 (略) 3 自動車運転者に対する広報 町、県及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。 (1) 教育の方法 (略) (2) 教育の内容 ア 地震が発生した場合における交通規制の内容 イ 地震が発生した場合における運転者のとるべき措置 <u>(削除)</u> 4 家庭内備蓄等の推進 町及び県は、住民に平常時から家庭内備蓄の必要性を啓発するとともに、次の対応について広報し、周知徹底を図るもの	

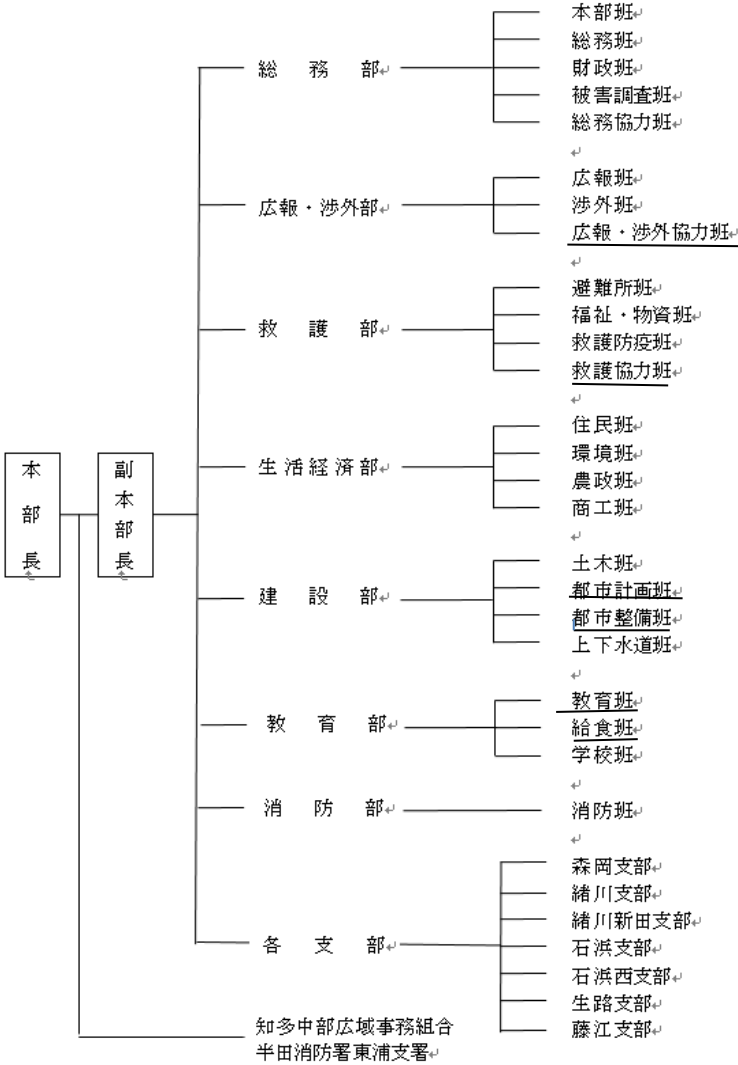
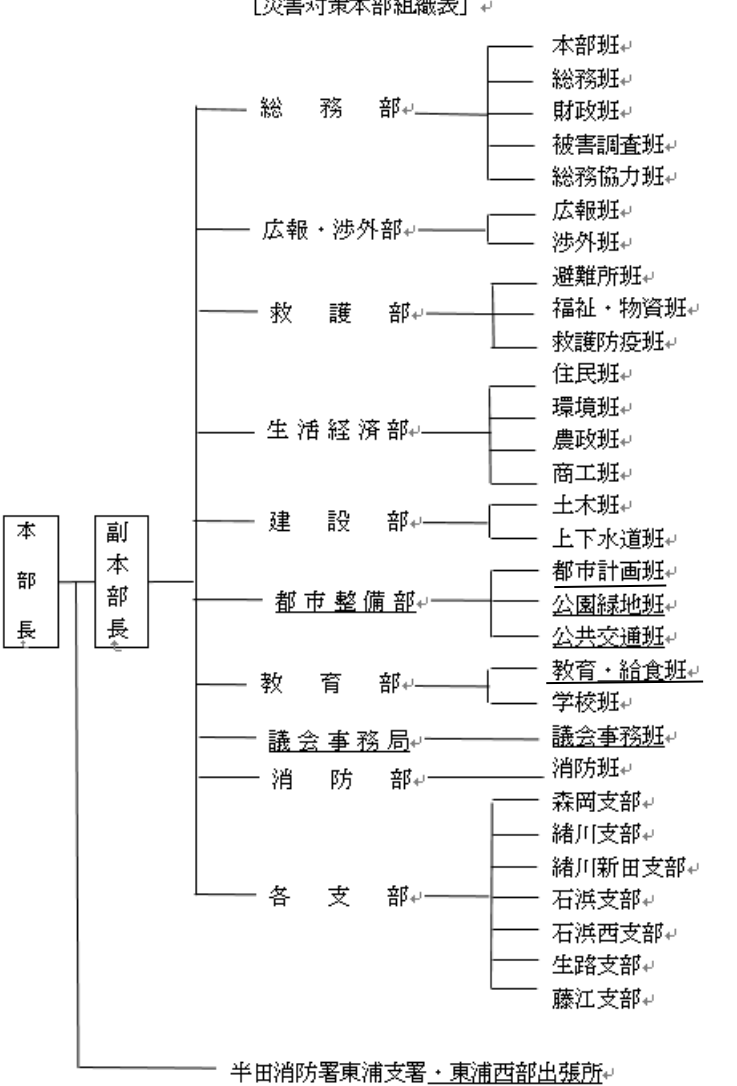
東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(1) 町は、警戒宣言発令時には避難生活に必須の食糧、飲料水、その他の生活必需品等の物資を原則として避難者に支給しないこと。 (2) 地震発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがある</u>ため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>といった</u>感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。	とする。 (削除) 地震発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、<u>体温計等の</u>感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。	
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	
246	1 町職員に対する教育 地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、全ての町職員に対し、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。 防災教育は、各部、各課ごとに主体的に行うものとし、その内容は、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識を教育する。 具体的な内容はおおむね次のとおりとする。 (1) ～ (4) (略) (5) 地震が発生した場合、<u>警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合</u>にとるべき行動に関する知識 (6) ～ (9) (略)	1 町職員に対する教育 地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、全ての町職員に対し、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。 防災教育は、各部、各課ごとに主体的に行うものとし、その内容は、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識を教育する。 具体的な内容はおおむね次のとおりとする。 (1) ～ (4) (略) (5) 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識 (6) ～ (9) (略)	計画構成の見直し
247	2 学校等における地震防災教育 (1) ～ (3) (略) (4) 登下校(登降園)の安全確保 児童生徒等の登下校(登降園を含む。以下同じ。)途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。 ア 通学路の設定 (ア) 通学路については、半田警察署、知多建設事務所、知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署等関係機関及び地元関係者と連	2 学校等における地震防災教育 (1) ～ (3) (略) (4) 登下校(登降園)の安全確保 児童生徒等の登下校(登降園を含む。以下同じ。)途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。 ア 通学路の設定 (ア) 通学路については、半田警察署、知多建設事務所、知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署、<u>西部出張所等</u>	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。	関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。	
	第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	
248	3 地震相談窓口の設置 町及び県は、住民からの地震に対処する方法、住宅の耐震化相談などの地震に関する相談を受けるため適宜、次の機関で相談窓口を設置し、地震対策の普及を図るものとする。 (1) ～ (2) (略) (3) <u>消防署</u> (4) (略)	3 地震相談窓口の設置 町及び県は、住民からの地震に対処する方法、住宅の耐震化相談などの地震に関する相談を受けるため適宜、次の機関で相談窓口を設置し、地震対策の普及を図るものとする。 (1) ～ (2) (略) (3) <u>知多中部広域事務組合</u> (4) (略)	表記の整理
250	第14章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	<u>(削除)</u>	第5編へ整理
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	
	第2節 災害対策本部の設置・運営	第2節 災害対策本部の設置・運営	
	2 組織及び活動態勢	2 組織及び活動態勢	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
258	[災害対策本部組織表]  本部組織表 - 本部 - 副本部 - 総務部 - 本部班 - 総務班 - 財政班 - 被害調査班 - 総務協力班 - 広報・渉外部 - 広報班 - 渉外班 - 広報・渉外協力班 - 救護部 - 避難所班 - 福祉・物資班 - 救護防疫班 - 救護協力班 - 生活経済部 - 住民班 - 環境班 - 農政班 - 商工班 - 建設部 - 土木班 - 都市計画班 - 都市整備班 - 上下水道班 - 教育部 - 教育班 - 給食班 - 学校班 - 消防部 - 消防班 - 各支部 - 森岡支部 - 緒川支部 - 緒川新田支部 - 石浜支部 - 石浜西支部 - 生路支部 - 藤江支部 - 知多中部広域事務組合 - 半田消防署東浦支署	[災害対策本部組織表]  本部組織表 - 本部 - 副本部 - 総務部 - 本部班 - 総務班 - 財政班 - 被害調査班 - 総務協力班 - 広報・渉外部 - 広報班 - 渉外班 - 救護部 - 避難所班 - 福祉・物資班 - 救護防疫班 - 住民班 - 生活経済部 - 環境班 - 農政班 - 商工班 - 土木班 - 上下水道班 - 建設部 - 土木班 - 都市計画班 - 都市整備班 - 上下水道班 - 都市整備部 - 公園緑地班 - 公共交通班 - 教育部 - 教育・給食班 - 学校班 - 議会事務局 - 議会事務班 - 消防部 - 消防班 - 各支部 - 森岡支部 - 緒川支部 - 緒川新田支部 - 石浜支部 - 石浜西支部 - 生路支部 - 藤江支部 - 半田消防署東浦支署・東浦西部出張所	機構改革に伴う修正 表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)			修 正 案			改正理由
259	[災害対策本部の所掌事務]			[災害対策本部の所掌事務]			機構改革に伴う修正 表記の整理
	部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務	部 名 等	班 名 等	所掌事務	
	総務部 部長 総務部長 副部長 議会事務局長	本部班 (防災交通課) 班長 防災交通課長	1 (略) 2 気象予警報等情報(地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。)の受信、伝達等に関すること。 3～6 (略) 7 緊急の交通安全対策に関すること。 8 (略)	総務部 部長 総務部長 (削除)	本部班 (防災危機管理課) 班長 防災危機管理課長	1 (略) 2 気象予警報等情報(地震災害に関する情報等を含む。)の受信、伝達等に関すること。 3～6 (略) (削除) 7 (略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		総務協力班 (議事課、会計課)	1 議会との連絡調整に関すること。 2 他(部)班の応援協力に関すること。		総務協力班 (会計課、監査委員事務局)	(削除) 1 他(部)班の応援協力に関すること。	
	広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 (企画政策課、 広報情報課) 班長 広報情報課長	1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。 2～5 (略)	広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 (企画政策課、 住民自治課、DX 推進課) 班長 住民自治課長	1 住民に対する予警報、 避難情報等の広報に関すること。 2～5 (略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		広報・渉外協力班 (監査事務局)	1 他(部)班の応援協力に関すること。		(削除)	(削除)	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ

260

261

現行 (令和3年2月修正)

修 正 案

改正理由

救護部 部長 健康福祉部 長	避難所班 (<u>協働推進課</u> 、 児童課、健康 課、商工振興 課、生涯学習 課、 <u>図書館</u> 、ス ポーツ課、保育 園、学校班) 班長 <u>協働推進課長</u>	(略)	救護部 部長 健康福祉部 長	避難所班 (<u>住民自治課</u> 、 児童課、健康 課、商工振興 課、生涯学習 課、スポーツ 課、保育園、学 校班) 班長 <u>生涯学習課長</u>	(略)	機構改革に伴 う修正 表記の整理
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	<u>救護協力班 (環 境課)</u>	<u>1 救護防疫班の応援協力に関す ること。</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	

部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務
建設部 部長 建設部長	土木班 (<u>土木 課</u>) 班長 <u>土木課長</u>	1 (略) 2 (略) 3 道路、橋りょう、河川、 <u>下水道 (雨水) 施設</u> 等の防災活動、 被害調査、報告及び応急復旧に 必要な資機材の調達に関するこ と。 <u>4 ポンプ場運転等の操作に関す ること。</u> <u>5 (略)</u> <u>6 (略)</u> (追加)

救護部 部長 健康福祉部 長	避難所班 (<u>住民自治課</u> 、 児童課、健康 課、商工振興 課、生涯学習 課、スポーツ 課、保育園、学 校班) 班長 <u>生涯学習課長</u>	(略)	救護部 部長 健康福祉部 長	避難所班 (<u>住民自治課</u> 、 児童課、健康 課、商工振興 課、生涯学習 課、スポーツ 課、保育園、学 校班) 班長 <u>生涯学習課長</u>	(略)	機構改革に伴 う修正 表記の整理
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	

部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務
建設部 部長 建設部長	土木班 (<u>道路 河川課、土木 維持管理課</u>) 班長 <u>土木維持管 理課長</u>	1 (略) 2 (略) 3 道路、橋りょう、河川、 <u>水路</u> 等の防災活動、被害調査、 報告及び応急復旧に必要な 資機材の調達に関するこ と。 (削除) <u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u> <u>6 緊急の交通安全対策に関 すること。</u>

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和３年２月修正）			修 正 案			改正理由
261		都市計画班 （都市計画課） 班長 都市計画課長	1 応急仮設住宅の建設に関する こと。 2 被災建築物応急危険度判定・被災 宅地危険度判定に関すること。 3 町営住宅の防災活動、被害調 査、報告及び応急復旧に必要な 資機材の調達に関すること。		<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	機構改革に伴 う修正 表記の整理
		都市整備班 （都市整備課） 班長 都市整備課	1 公園等の防災活動、被害調 査、報告及び応急復旧に必要な 資機材の調達に関すること。		<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	
		上下水道班（ 上下水道課） 班長 上下水道課長	1 （略） 2 水道、下水道（雨水を除く） 施設等の防災活動、被害調査、 報告及び応急復旧に必要な資機 材の調達に関すること。 3 <u>（追加）</u>	上下水道班（ 上下水道課） 班長 上下水道課長	1 （略） 2 水道、下水道施設等の防 災活動、被害調査、報告及 び応急復旧に必要な資機材 の調達に関すること。 3 <u>ポンプ場運転等の操作に 関すること。</u>		
	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	都市整備部 部長 都市整備部 長	都市計画班 （都市計画課） 班長 都市計画課長	1 応急仮設住宅の建設に関す ること。 2 被災建築物応急危険度判 定・被災宅地危険度判定に関 すること。 3 被災住宅の応急修理に関す ること。 4 町営住宅の防災活動、被害 調査、報告及び応急復旧に必 要な資機材の調達に関するこ と。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)			修 正 案			改正理由
262		(追加)	(追加)		公園緑地班 (公園緑地課) 班長 公園緑地課長	1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。	機構改革に伴う修正 表記の整理
		(追加)	(追加)		公共交通班 (まちづくり課) 班長 まちづくり課長	1 公共交通の被害調査等に関すること。 2 他(部)班の応援協力に関すること。	
	教育部 部長 教育部長	教育班 (学校教育課) 班長 学校教育課長	1～4 (略) (追加)	教育部 部長 教育部長	教育・給食班 (学校教育課) 班長 学校教育課長	1～4 (略) 5 応急給食に関すること。 6 給食施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 7 他(部)班の応援協力に関すること。	
		給食班 (給食センター) 班長 センター所長	1 応急給食に関すること。 2 給食施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 他(部)班の応援協力に関すること		(削除)	(削除)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	(追加)	(追加)	(追加)	議会事務局 議会事務局 長	議会事務班 (議会事務局)	1 議会災害対策会議に関すること。	
	消防部 部長 消防団長	消防班 (消防団) 班長 副団長	1～3 (略) 4 住民に対する予警報、避難の指示又は勧告等の伝達に関すること。 5 (略)	消防部 部長 消防団長	消防班 (消防団) 班長 副団長	1～3 (略) 4 住民に対する予警報、避難情報等の伝達に関すること。 5 (略)	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)		修 正 案		改正理由
	第3節 非情配備		第3節 非情配備		
	2 非常配備の基準		2 非常配備の基準		
	[非常配備の基準]		[非常配備の基準]		
265	区分	指令又は解除の時期	区分	指令又は解除の時期	非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)
	警戒配備	<指令の時期> 1～2 (略) 3 町又は町の <u>周辺地域</u> において震度4の地震が発生したとき <解除の時期> 1～2 (略)	警戒配備	<指令の時期> 1～2 (略) 3 町又は町の <u>隣接市町</u> において震度4の地震が発生したとき <解除の時期> 1～2 (略)	防災 <u>危機管理</u> 課職員
	第1非常配備	<指令の時期> 1～3 (略) 4 町又は町の <u>周辺地域</u> において震度4の地震が発生したときで、町内において被害が報告されるとき。 5～6 (略) <解除の時期> 1～2 (略)	第1非常配備	<指令の時期> 1～3 (略) 4 町又は町の <u>隣接市町</u> において震度4の地震が発生したときで、町内において被害が報告されるとき。 5～6 (略) <解除の時期> 1～2 (略)	あらかじめ町長が指名する職員及び防災 <u>危機管理</u> 課職員 <u>(災害対策本部設置)</u>
	第2非常配備	<指令の時期> 1 (略) 2 町又は町の <u>周辺地域</u> において震度5弱の地震が発生したとき。 3～7 (略) <解除の時期> 1～2 (略)	第2非常配備	<指令の時期> 1 (略) 2 町又は町の <u>隣接市町</u> において震度5弱の地震が発生したとき。 3～7 (略) <解除の時期> 1～2 (略)	あらかじめ町長の指名する職員(第1非常配備員を含む。)及び発生のおそれのある災害に応じて町長の指名する課等の職員 <u>(災害対策本部設置)</u>
	第3非常配備	<指令の時期> 1～3 (略) 4 町又は町の <u>周辺地域</u> において震度5強以上の地震が発生したとき。	第3非常配備	<指令の時期> 1～3 (略) 4 町又は町の <u>隣接市町</u> において震度5強以上の地震が発生したとき。	職員全員 (災害対策本部設置)

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)				修 正 案				改正理由
	配 備	5 (略) ＜解除の時期＞ 1～2 (略)			配 備	5 (略) ＜解除の時期＞ 1～2 (略)			
	第4節 職員の派遣要請				第4節 職員の派遣要請				
268	4 被災市町村への町職員の派遣 町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。				4 被災市町村への町職員の派遣 町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>				
	第2章 避難行動				第2章 避難行動				
	第2節 津波警報等の伝達				第2節 津波警報等の伝達				
269	(4) 町は、強い地震(震度4 程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。 (略) イ <u>津波注意報・警報</u> の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。				(4) 町は、強い地震(震度4 程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。 (略) イ <u>津波警報等</u> の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。				表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修正案	改正理由
271	4 緊急地震速報の伝達体制整備町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るものとする。 〔津波警報等、地震情報等の伝達系統〕 (略)	4 緊急地震速報の伝達体制整備町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るものとする。 〔津波警報等、地震情報等の伝達系統〕 (略)	
	第3節 避難の指示 1 町の措置 (1) 避難の指示等 ア 津波災害 津波警報等を覚知した場合、町長は直ちに<u>避難指示 (緊急)</u>を行うなど、速やかに的確な<u>避難指示 (緊急)</u>等を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示 (緊急)</u>等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示 (緊急)</u>等の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。 <u>避難指示 (緊急)</u>の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。	第3節 避難の指示 1 町の措置 (1) 避難の指示等 ア 津波災害 津波警報等を覚知した場合、町長は直ちに<u>避難指示</u>を行うなど、速やかに的確な<u>避難情報</u>を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難情報</u>を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難情報</u>の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。 <u>避難指示</u>の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。	改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係
273			

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
274	大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。 イ 地震に伴うその他の災害 地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを勧告又は指示</u>する。 (2) 知事等への助言の要求 町長は、<u>避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。 (3) 報告 (災害対策基本法第60条第4項) (略) (4) 他市町村又は県に対する応援要求 (略) 4 警察官等の措置 (2) 災害対策基本法第61条による指示 町長による避難のための立退き若しくは「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保措置</u>を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保措置</u>を指示する。 6 <u>避難の勧告・指示</u> 町長等避難の勧告又は指示をする者は、次の内容を明示して危険が切迫する前に十分な余裕をもって実施するものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食糧品の準備等、最低限の措置を講じて避難所に向かうことができるように努める。 (1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) <u>避難の勧告又は避難指示 (緊急)</u> の理由 (5) その他必要な事項	大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。 イ 地震に伴うその他の災害 地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを指示</u>する。 (2) 知事等への助言の要求 町長は、<u>避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</u> (3) 報告 (災害対策基本法第60条第4項) (略) (4) 他市町村又は県に対する応援要求 (略) 4 警察官等の措置 (2) 災害対策基本法第61条による指示 町長による避難のための立退き若しくは「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示する。 6 <u>避難の指示</u> 町長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して危険が切迫する前に十分な余裕をもって実施するものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食糧品の準備等、最低限の措置を講じて避難所に向かうことができるように努める。 (1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) <u>避難指示</u> の理由 (5) その他必要な事項	改正後の災害対策基本法第61条第1項関係 改正後の災害対策基本法第60条第1項関係

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
275	7 避難の措置と周知 <u>避難の勧告又は指示</u>をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。 (1) 住民への周知徹底 <u>避難の勧告又は指示</u>は、災害の状況及び地域の実情に応じ、同報無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。 伝達手段は、同報無線、広報車、携帯電話(緊急速報メールを含む。)、ケーブルテレビ、警鐘、信号、あるいは自主防災組織を通じた電話連絡や戸別伝達による。なお、<u>避難の勧告又は指示</u>は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。 (略)	7 避難の措置と周知 <u>避難の指示</u>をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。 (1) 住民への周知徹底 <u>避難の指示</u>は、災害の状況及び地域の実情に応じ、同報無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。 伝達手段は、同報無線、広報車、携帯電話(緊急速報メールを含む。)、ケーブルテレビ、警鐘、信号、あるいは自主防災組織を通じた電話連絡や戸別伝達による。なお、<u>避難の指示</u>は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。 (略)	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
275	第4節 住民等の避難誘導	第4節 住民等の避難誘導等	表記の整理
275	1 住民等の避難誘導 (略)	1 住民等の避難誘導等 (略)	表記の整理
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第2節 被害状況等の収集・伝達	第2節 被害状況等の収集・伝達	
278	2 被害状況等の収集・伝達 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 町は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む)及び応急対策活動情報(応急対策の活動状況, 対策本部設置状況, 応援の必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、町長は、被害の発生地域、<u>避難勧告等</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。また、町長は被害の状況、災害対策状況を県又は町に報告するために、県が必要に応じ町に派遣する市町村支援チーム及び災害情報員を受け入れることができる。 (略)	2 被害状況等の収集・伝達 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 町は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む)及び応急対策活動情報(応急対策の活動状況, 対策本部設置状況, 応援の必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、町長は、被害の発生地域、<u>避難情報</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。また、町長は被害の状況、災害対策状況を県又は町に報告するために、県が必要に応じ町に派遣する市町村支援チーム及び災害情報員を受け入れることができる。 (略)	表記の整理 改正後の災害対策基本法第60条第1項関係

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和3年2月修正)	修正案	改正理由
	(5) 火災、災害即報要領に基づく報告 (略) イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に「災害発生状況等(速報・確定報告)伝達様式」により県に報告する。 <u>なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u>	(5) 火災、災害即報要領に基づく報告 (略) <u>なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u> イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に「災害発生状況等(速報・確定報告)伝達様式」により県に報告する。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現 行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
285	＜伝達系統＞ ・ 県が管理する公共土木施設について	＜伝達系統＞ ・ 県が管理する公共土木施設について	表記の整理
289	第3節 通信手段の確保 3 有線電話途絶時の連絡 各防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設及び連絡員を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不能な場合に限られる。 (1) 県等への連絡 町と県防災局との通信連絡は、原則として無線電話及び無線ファクシミリを使用するものとし、無線電話が通話中の場合等で緊急を要するときは、	第3節 通信手段の確保 3 有線電話途絶時の連絡 各防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設及び連絡員を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不能な場合に限られる。 (1) 県等への連絡 町と県防災安全局との通信連絡は、原則として無線電話及び無線ファクシミリを使用するものとし、無線電話が通話中の場合等で	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	一般加入電話及び東浦交番所の警察電話を使用するものとする。 4 非常通信 (1) 非常通信の内容 (略) ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、県・市町村の防災会議、災害対策本部相互間に発受する災害救援並びにその他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの (略)	緊急を要するときは、一般加入電話及び東浦交番所の警察電話を使用するものとする。 4 非常通信 (1) 非常通信の内容 (略) ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、<u>特定災害</u>対策本部、県・市町村の防災会議、災害対策本部相互間に発受する災害救援並びにその他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの (略)	改正後の災害対策基本法第23条の3第1項関係
	第4節 広報	第4節 広報	
290	1 広報活動 (略) (1) 災害広報 (略) イ 広報内容 (略) (ク) <u>避難の指示又は勧告</u> (略)	1 広報活動 (略) (1) 災害広報 (略) イ 広報内容 (略) (ク) <u>避難の指示</u> (略)	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第1節 応援協力	第1節 応援協力	
292	町、県及び各防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合に、速やかな災害応急活動が実施できるよう、各機関相互に協力し、応急対策活動を実施する。 1 知事に対する応援要求等 (災害対策基本法第68条) 町長は、<u>町内において</u>災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に対して次の事項を示し知多方面本部を通じて応援を求め、災害応急対策を実施する。 2 他の市町村長に対する応援要求 (災害対策基本法第67条) 町長は、<u>あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、町内において</u>災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に	町、県及び各防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合に、速やかな災害応急活動が実施できるよう、各機関相互に協力し、応急対策活動を実施する。 1 知事に対する応援要求等 (災害対策基本法第68条) 町長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町内の</u>災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に対して次の事項を示し知多方面本部を通じて応援を求め、災害応急対策を実施する。 2 他の市町村長に対する応援要求 (災害対策基本法第67条) 町長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の</u>災害応急対策を実施するため必要があると認めると	改正後の災害対策基本法第68条関係 改正後の災害対策基本法第67条第1項

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	基づき応援を要請する。 なお、協定に基づく応援で不足するときは、協定外の市町村に対しても応援を要請するものとする。 また、他市町村から応援を求められたときは、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、できる限りの必要な応援をするものとする。	きは、その協定に基づき応援を要請する。 なお、協定に基づく応援で不足するときは、協定外の市町村に対しても応援を要請するものとする。 また、他市町村から応援を求められたときは、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、できる限りの必要な応援をするものとする。	関係
	第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	
299	(5) 燃料供給 災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動	(5) 燃料・電気・ガスの供給 災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための 燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動	協定の締結に伴う修正等
	第5章 救出・救助活動	第5章 救出・救助活動	
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	
302	2 災害救助法の適用 (2) 災害救助法が適用された場合の災害救助 ア 実施機関 災害救助法に基づく災害救助は、県が実施機関となり、県防災局及び知多県民事務所と緊密な連絡のもと、知事の委任を受けて行うことになるが、下記事項以外は町に委任されている。このため、災害救助法が適用された場合は町において実施する。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	2 災害救助法の適用 (2) 災害救助法が適用された場合の災害救助 ア 実施機関 災害救助法に基づく災害救助は、県が実施機関となり、県防災安全局及び知多県民事務所と緊密な連絡のもと、知事の委任を受けて行うことになるが、下記事項以外は町に委任されている。このため、災害救助法が適用された場合は町において実施する。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理
	第2節 航空機の活用	第2節 航空機の活用	
303	2 出動 (3) 町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県(防災局消防保安課防災航空グループ)に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。	2 出動 (3) 町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県(防災安全局消防保安課防災航空グループ)に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。	表記の整理
	第6章 消防活動・危険性物質対策	第6章 消防活動・危険性物質対策	
	第1節 消防活動	第1節 消防活動	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
306	4 消防団活動 (1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。 (略) オ 避難方向の指示 <u>避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。</u>	4 消防団活動 (1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。 (略) オ 避難方向の指示 <u>避難情報が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。</u>	
308	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院等、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、<u>災害拠点病院</u><u>災害拠点精神科病院</u>等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。	令和2年3月31日に新たに災害拠点精神科病院を指定したため
308	第1節 医療・助産（医療救護） 2 救急搬送の実施 (1) 患者の搬送は、原則として知多中部広域事務組合消防本部及び応援消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、町、県及び災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。	第1節 医療・助産（医療救護） 2 救急搬送の実施 (1) 患者の搬送は、原則として知多中部広域事務組合及び応援消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、町、県及び災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。	表記の整理
310	第2節 防疫・保健衛生 4 栄養指導 町及び半田保健所は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>(追加)</u>	第2節 防疫・保健衛生 4 栄養指導 <u>(1) 町及び半田保健所は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</u> <u>(2) 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法</u>	令和2年3月24日に公益社団法人愛知県栄養士会と協定を締結したため

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
		人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。	
	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
316	町は、緊急輸送路の確保、二次災害の防止等を目的として、速やかに以下の緊急対策を実施するものとする。 なお、実施に当たっては、各道路管理者間で十分調整するとともに、半田警察署とも密接な連絡を保つなど、各機関が相互に協力する。 町内の緊急輸送道路区間については、<u>第5編第4章第11節「緊急輸送」</u>による。 1 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 (略) 2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (1) 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 (2)～(7) (略)	町は、緊急輸送路の確保、二次災害の防止等を目的として、速やかに以下の緊急対策を実施するものとする。 なお、実施に当たっては、各道路管理者間で十分調整するとともに、半田警察署とも密接な連絡を保つなど、各機関が相互に協力する。 町内の緊急輸送道路区間については、<u>別紙「緊急輸送」</u>による。 1 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 (略) 2 道路、橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (1) 道路、橋りょう等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 (2)～(7) (略)	表記の整理
	第9章 浸水・津波対策	第9章 浸水・津波対策	
	第2節 津波対策	第2節 津波対策	
321	2 <u>避難指示(緊急)等</u>の発令、海岸線の監視、巡回等 (略) (2) 町は、津波警報等の伝達を受けたとき、又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、同報無線、広報車等により<u>避難指示(緊急)等</u>を発令するとともに、避難所の開設を行う。 (略) 3 津波の自衛措置 津波は、場合によっては<u>注意報及び警報</u>が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、津波による被害が想定される本町においては、1の情報伝達等がなくても強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。	2 <u>避難情報</u>の発令、海岸線の監視、巡回等 (略) (2) 町は、津波警報等の伝達を受けたとき、又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、同報無線、広報車等により<u>避難情報</u>を発令するとともに、避難所の開設を行う。 (略) 3 津波の自衛措置 津波は、場合によっては<u>津波警報等</u>が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、津波による被害が想定される本町においては、1の情報伝達等がなくても強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。	改正後の災害 対策基本法第 60条第1項 関係 表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(1) 町長が自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう<u>勧告</u>等を行うこと。 (2) <u>津波注意報・警報</u>の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し、聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。	(1) 町長が自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。 (2) <u>津波警報等</u>の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し、聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。	
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
	4 避難所の運営 (略) (7) 要配慮者への支援 避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、<u>民生委員</u>、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。 なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。	4 避難所の運営 (略) (7) 要配慮者への支援 避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、自主防災組織、<u>民生委員</u>、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。 なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。	表記の整理
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
325	5 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。	5 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(R2.12)を踏まえた修正
326	8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 (1) 各種ボランティア団体との連携	8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 (1) 各種ボランティア団体との連携	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(2) 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用 (3) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 (4) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	<u>(削除)</u> (2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 (3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	多言語情報翻訳システムの廃止予定に伴う修正
	第11章 水・食品・生活必需品の供給	第11章 水・食品・生活必需品の供給	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
330	4 米穀の原料調達 (2) 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。	4 米穀の原料調達 (2) 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。	要領の一部改正に伴う修正
	第13章 遺体の取扱い	第13章 遺体の取扱い	
	第2節 遺体の処理	第2節 遺体の処理	
335	2 応援協力関係 県（防災局）は、ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市町村の要請に応じて迅速に調達あっせんの措置を講じる。また、市町村の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。	2 応援協力関係 県（防災安全局）は、ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市町村の要請に応じて迅速に調達あっせんの措置を講じる。また、市町村の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。	表記の整理
	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	
	基本方針	基本方針	
342	(略) ○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 <u>(追加)</u>	(略) ○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 ○ 町は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措	国交省通知 「空家等対策に係る災害対策基本法の規定に基づく措置について」 (R2. 12. 25)

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(略)	置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、 <u>応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u> (略)	を踏まえた修正
	第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
342	1 判定活動 町は、県の協力を受け、判定士に判定を依頼し、判定結果を表示することにより建築物の所有者等及び付近住民等に注意を喚起することで、二次災害を防止し、住民の生命を保護する。 判定については、被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定実施本部を設置し、町内で活動する判定士を指揮・総括し、判定実施体制・派遣要請・判定結果の集約・身分保障等について、県と綿密な連携をとり、体制整備に努めるものとする。 判定活動の実施にあたっては、被災建築物の <u>応急危険度判定調査</u> 、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。	1 判定活動 町は、県の協力を受け、判定士に判定を依頼し、判定結果を表示することにより建築物の所有者等及び付近住民等に注意を喚起することで、二次災害を防止し、住民の生命を保護する。 判定については、被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定実施本部を設置し、町内で活動する判定士を指揮・総括し、判定実施体制・派遣要請・判定結果の集約・身分保障等について、県と綿密な連携をとり、体制整備に努めるものとする。 判定活動の実施にあたっては、被災建築物 <u>応急危険度判定調査</u> 、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。	
	第3節 被災者台帳	第3節 被災者台帳	
	2 罹災証明書の交付 (略) (1) <u>被害状況が確認できないときは、とりあえず本人の罹災届出証明願により罹災届出証明書を交付し、被害状況を確認したのち、罹災証明書を交付する。</u> (2) <u>大規模な災害が発生した場合、本人の申告により罹災届出証明書を発行し、被害状況の調査確認を終了したときは、罹災証明書に切り替え交付する。</u> ◆附属資料 73 「被災者台帳」 ◆附属資料 74 「 <u>罹災届出証明願</u> 」 (略)	2 罹災証明書の交付 (略) (1) <u>被災者に必要な証明事項を確認し、被害の程度の証明が必要な場合は、罹災証明書を交付する。必要でない場合は、被災証明書を交付する。</u> (2) <u>大規模な災害が発生し、被害認定調査に日数を要する場合は、罹災証明書の応急的な措置として、被災者本人の申出により受付処理済の罹災証明申請書の写しを交付する。被害認定調査終了後には、罹災証明書を交付する。</u> ◆附属資料 73 「被災者台帳」 ◆附属資料 74 「 <u>被災証明申請書兼被災証明書</u> 」 (略)	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和３年２月修正）			修 正 案	改正理由																									
	第６節 住宅の応急修理			第６節 住宅の応急修理																										
345	１ 県における措置 （略） （４）修理の期間 災害が発生してから <u>１ヶ月</u> 以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、必要最小限の期間を延長するものとする。			１ 県における措置 （略） （４）修理の期間 災害が発生してから <u>３か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、６か月以内）</u> に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、必要最小限の期間を延長するものとする。	災害救助事務 取扱要領の改正																									
	第４編 災害復旧・復興			第４編 災害復旧・復興																										
	第３章 災害廃棄物処理対策			第３章 災害廃棄物処理対策																										
357	基本方針 ○ 東浦町災害廃棄物処理計画（平成 30 年 8 月）に定めるところにより、被災地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図るものとする。			基本方針 ○ 東浦町災害廃棄物処理計画（令和 2 年 11 月）に定めるところにより、被災地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図るものとする。	表記の整理																									
365	第５編 東海地震に関する事前対策			<u>（削除）</u>																										
	<u>（新設）</u>			第５編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応																										
250 （現行）	（第２編 第 14 章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応） 主な機関の措置			主な機関の措置	計画構成の見直し																									
365 （修正案）	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第１節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</td><td>町</td><td>情報収集・連絡体制の整備</td></tr><tr><td>第２節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</td><td>町</td><td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等</td></tr><tr><td>第３節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</td><td>町</td><td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ</td></tr></table>					区 分	機関名	主な措置	第１節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備	第２節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等	第３節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>１. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</td><td>町</td><td>情報収集・連絡体制の整備</td></tr><tr><td>２. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</td><td>町</td><td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等</td></tr><tr><td>３. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</td><td>町</td><td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	１. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備	２. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等	３. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ
区 分	機関名	主な措置																												
第１節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備																												
第２節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等																												
第３節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ																												
区 分	機関名	主な措置																												
１. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備																												
２. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等																												
３. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ																												

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
250 (現行) 365 (修正案)	<u>第1節</u> 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	<u>1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</u>	計画構成の見直し
250 (現行) 365 (修正案)	<u>第2節</u> 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	<u>2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応</u>	計画構成の見直し
250 (現行) 365 (修正案)	2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間 町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。 (略)	2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間 町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(規模は最大クラス(M9)を想定)に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。 (略)	表記の整理
251 (現行) 366 (修正案)	4 避難対策等 (1) 地域住民等の避難行動等 町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(令和元年5月内閣府作成)及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」(令和2年3月県作成)などに基づき、事前避難対象地域(住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域)について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難 <u>勧告</u> 等により事前の避難を促す。 町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、 <u>国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。</u> また、南海トラ	4 避難対策等 (1) 地域住民等の避難行動等 町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(令和元年5月内閣府作成)及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」(令和2年3月県作成)などに基づき、事前避難対象地域(住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域)について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難 <u>指示</u> 等により事前の避難を促す。 町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国から	表記の整理

東浦町地域防災計画（地震・津波災害対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和３年２月修正）	修 正 案	改正理由
	フ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。	の指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。	
253 （現行） 368 （修正 案）	第３節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	計画構成の見直し

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由																										
	(参考 南海トラフ地震に関連する情報) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 <table><tr><th>発表時間</th><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr><tr><td>地震発生等から5～30分程度</td><td>調査中</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地震発生等から最短で2時間程度</td><td>巨大地震警戒</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td></td><td>巨大地震注意</td></tr><tr><td></td><td>調査終了</td></tr></table> 南海トラフ地震臨時情報発表のフロー ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース) ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース) ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース) (追加)	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分程度	調査中	(略)	地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	(略)		巨大地震注意		調査終了	(参考 南海トラフ地震に関連する情報) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 <table><tr><th>発表時間</th><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr><tr><td>地震発生等から5～30分</td><td>調査中</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地震発生等から最短で2時間</td><td>巨大地震警戒</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td></td><td>巨大地震注意</td></tr><tr><td></td><td>調査終了</td></tr></table> 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース) ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース) ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース) ※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。 別紙「東海地震に関する事前対策」 (現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行わ	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分	調査中	(略)	地震発生等から最短で2時間	巨大地震警戒	(略)		巨大地震注意		調査終了	表記の整理
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																											
地震発生等から5～30分程度	調査中	(略)																											
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	(略)																											
	巨大地震注意																												
	調査終了																												
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																											
地震発生等から5～30分	調査中	(略)																											
地震発生等から最短で2時間	巨大地震警戒	(略)																											
	巨大地震注意																												
	調査終了																												
365 (現行)	(新設) (第5編 東海地震に関する事前対策)		図の修正																										
			計画構成の見直し																										

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
		れていない。)	
	第1章 対策の意義	第1章 対策の意義	
	第1節 東海地震に関する事前対策の意義	第1節 東海地震に関する事前対策の意義	
365	(略) また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、<u>第2編「災害予防」において定める。</u>	(略) また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、<u>次のとおりとする。</u> <u>1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</u> <u>第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。</u> <u>2 東海地震に係る防災訓練に関する事項</u> <u>第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。</u> <u>加えて、県は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。</u> <u>3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u> <u>第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。</u> <u>加えて、次の措置を実施するものとする。</u> <u>(1) 防災に関する知識の普及</u> <u>町及び県は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。</u>	計画構成の見直し

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
		(2)自動車運転者に対する広報 町、県及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、<u>運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。</u> (3)家庭内備蓄等の推進 町及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第3編第12章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。 また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。	
	第2章 地震災害警戒本部の設置等	第2章 地震災害警戒本部の設置等	
	第1節 地震災害警戒本部の設置等	第1節 地震災害警戒本部の設置等	
367	2 警戒本部の組織及び運営 警戒本部の組織及び運営は、大震法、同施行令、東浦町地震災害警戒本部条例及び同要綱に定めるところによる。 〔警戒本部組織図〕 本部付（議長） 本部長（町長） 副本部長（副町長、教育長） 関係機関 半田警察署 知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署 指定公共機関 指定地方公共機関 特に必要と認めた者 部 総務部（総務部長） 広報・渉外部（企画政策部長） 救護部（健康福祉部長） 生活経済部（生活経済部長） 建設部（建設部長） 水道部（水道部長） 文教部（教育部長） 消防部（消防団長）	2 警戒本部の組織及び運営 警戒本部の組織及び運営は、大震法、同施行令、東浦町地震災害警戒本部条例及び同要綱に定めるところによる。 〔警戒本部組織図〕 本部付（議長） 本部長（町長） 副本部長（副町長、教育長） 関係機関 半田警察署 知多中部広域事務組合半田消防署 東浦支署・東浦西部出張所 指定公共機関 指定地方公共機関 特に必要と認めた者 部 総務部（総務部長） 広報・渉外部（企画政策部長） 救護部（健康福祉部長） 生活経済部（生活経済部長） 建設部（建設部長） 水道部（水道部長） 文教部（教育部長） 消防部（消防団長）	表記の整理
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	第1節 避難対策	第1節 避難対策	
375	1 町が行う避難対策 (1) 避難対象地区 警戒宣言が発せられた場合において<u>避難勧告等</u>の対象となる地区	1 町が行う避難対策 (1) 避難対象地区 警戒宣言が発せられた場合において<u>避難情報</u>の対象とな	改正後の災害対策基本法第60条第1項

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	は、あらかじめ定める急傾斜地崩壊危険箇所等とする。 なお、町内の急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区については、風水害等災害対策計画の第2編第2章「水害予防対策」に記述する。 (2) 避難対象地区の広報 町は、(1)の避難対象地区の住民に次の事項について、十分周知を図るものとする。 (略) カ <u>避難勧告</u>等の伝達方法 (略) (3) (略) (4) 避難対象地区に対する<u>避難勧告</u>等 町は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた(1)の避難対象地区について、<u>避難勧告</u>を行い、又は警戒区域の指定を行うとともに次の措置をとるものとする。 ア 同報無線、広報車等による<u>避難勧告</u>等の周知 (略) エ 半田警察署長への<u>避難勧告</u>等を行った旨の通知 (略) ク 避難終了後の当該地区の防火防犯パトロール また、自主防災組織及び施設又は事業所の自衛防災組織は、<u>避難勧告</u>等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び警戒本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。 (5) 避難生活の運営 (略) (6) 避難の方法 (略) (7) 要配慮者の対策 町は、あらかじめ高齢者、障がい者等の要配慮者の所在把握を行うこととし、所在把握の方法等は、「東浦町災害弱者支援体制マニュアル」	る地区は、あらかじめ定める急傾斜地崩壊危険箇所等とする。 なお、町内の急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区については、風水害等災害対策計画の第2編第2章「水害予防対策」に記述する。 (2) 避難対象地区の広報 町は、(1)の避難対象地区の住民に次の事項について、十分周知を図るものとする。 (略) カ <u>避難情報</u>の伝達方法 (略) (3) (略) (4) 避難対象地区に対する<u>避難の指示</u>等 町は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた(1)の避難対象地区について、<u>避難の指示</u>を行い、又は警戒区域の指定を行うとともに次の措置をとるものとする。 ア 同報無線、広報車等による<u>避難情報</u>の周知 (略) エ 半田警察署長への<u>避難の指示</u>を行った旨の通知 (略) ク 避難終了後の当該地区の防火防犯パトロール また、自主防災組織及び施設又は事業所の自衛防災組織は、<u>避難指示</u>等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び警戒本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。 (5) 避難生活の運営 (略) (6) 避難の方法 (略) (7) 要配慮者の対策 町は、あらかじめ高齢者、障がい者等の要配慮者の所在把握を行うこととし、所在把握の方法等は、「東浦町災害弱者支援	関係

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	によるものとする。 <u>避難勧告等</u>が行われたときは、要配慮者の避難場所までの避難誘導は、警戒本部の指示により、自主防災組織が主体となって行うものとする。 (8) 避難場所での救護措置等 (略) (9) 避難所の運営体制の整備 (略)	体制マニュアル」によるものとする。 <u>避難の指示</u>が行われたときは、要配慮者の避難場所までの避難誘導は、警戒本部の指示により、自主防災組織が主体となって行うものとする。 (8) 避難場所での救護措置等 (略) (9) 避難所の運営体制の整備 (略)	
	第2節 消防、浸水等対策	第2節 消防、浸水等対策	
377	1 消防対策 町、知多中部広域事務組合消防本部及び町消防団は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合は、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。 2 水防対策 町、知多中部広域事務組合消防本部及び町消防団は、警戒宣言が発せられた場合は、浸水対策として次のような措置を講ずるものとする。	1 消防対策 町、知多中部広域事務組合及び町消防団は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合は、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。 2 水防対策 町、知多中部広域事務組合及び町消防団は、警戒宣言が発せられた場合は、浸水対策として次のような措置を講ずるものとする。	表記の整理
378	第3節 社会秩序の維持対策	第3節 社会秩序の維持対策	
	3 警備活動の重点 (3) 避難の指示<u>又は勧告</u>及び誘導を行う。	3 警備活動の重点 (3) 避難の指示及び誘導を行う。	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
387	第11節 緊急輸送	第11節 緊急輸送	
	町、県(防災局、関係部局)及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。 また、確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。	町、県(防災安全局、関係部局)及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。 また、確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。	表記の整理

東浦町地域防災計画（地震・津波災害対策計画）案 新旧対照表